

広報

しよわ

2004(平成16年)

2月号

No. 316

Public Relations SHOWA Town



平成16年 昭和町成人式

新成人のみなさん、おめでとうございます。
成人式は、大人への第一歩です。これからは大人としての責任ある自覚をしっかりとって、行動してください。

CONTENTS (おもな内容)

- 税の申告について
- 消防出初式を開催しました
- 役場職員と給与の状況について
- 東海地震ひとくちメモ～第1回～
- 昭寿荘在宅介護支援センターについて

青空と緑と産業のまち

税の申告のお知らせ

いよいよ確定申告も間近となりましたが、自営業のみなさん、農家のみなさん、申告の準備はもうお済みでしょうか？

町では庁舎1階ホールで、2月16日（月）から3月15日（月）まで申告相談を行います。申告期間中は混雑を避けるため、地区別に申告相談日を設けています。特に本年は、3月7日（日）に限り、相談及び申告書の受付を行います。平日に申告できない方など、地区の限定はありませんのでご利用ください。



申告相談は2月16日から

申告は、町・県民税（住民税）や国民健康保険税を正しく算出する基礎となるほか、各種税証明書を発行するときの資料となる大変重要な手続きです。

申告相談は2月16日（月）から3月15日（月）の日程で行いますが、最終日近くは非常に混雑しますので、早めに申告しましょう。

所得税の申告が必要な人

- ◎ 税務署から申告書が郵送された人。
- ◎ 営業、農業、不動産所得等の1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える人。
- ◎ 土地・建物を譲渡（交換を含む）した人。
- ◎ 株式等を譲渡した人。（特定口座で源泉徴収を選択した人を除く。）

◆ サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

- ◎ 平成15年分の給与収入の合計額が2,000万円を超える人。
- ◎ 給与を1か所から受けている人で給与以外の所得が20万円を超える人。
- ◎ 給与の支払いを2か所以上から受けている人。
- ◎ 年末調整した内容に変更がある人。

地区別申告相談日程表

相談日	対象地区
2月16日（月）	西条一区
	西条二区
2月20日（金）	清水新居
2月23日（月）	西条新田
	押越
2月27日（金）	河東中島
3月1日（月）	紙漕阿原
	築地新居
3月5日（金）	飯喰
	河西
3月8日（月）	上河東
	上河東二区
3月15日（月）	

- ◆ 相談時間 午前9時～午後5時
- ◆ 受付時間 午前8時30分～11時
午後1時～4時
（*混雑の状況により、受付時間が繰り上がる場合があります。）
- ◆ 相談場所 役場庁舎1階ホール
- ◆ 問合せ 役場税務課
☎ 275-2111 内線 221・222

*本年は3月7日の日曜日に限り申告相談、及び申告の受付を行います。地区の限定はありません。

◆ 確定申告で税金が戻ります

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。◎マイホームをローン等で取得した場合。

- ◎ 多額の医療費を支払った場合。
- ◎ 災害や盗難にあった場合。
- ◎ 年の途中で退職し、再就職していない人で年末調整を受けなかった場合。

町・県民税の申告が必要な人

平成16年1月1日現在昭和町に住所があり、平成15年1月1日

12月31日の間に所得があった人は申告が必要です。なお、前年実績などをもちに申告が必要と思われる人には、あらかじめ「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」をお送りします。

申告書を受け取られた人は、所得がなかった場合でも申告書に理由を記入して提出してください。

国民健康保険に加入されている人は、所得の有無に関わらず必ず申告してください。

特に所得がなかった人は申告しなると、保険税の軽減（割引）や高額医療費の非課税世帯の適用が

受けられません。また、所得証明などの公的証明を必要とする人も、申告が必要で

ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。◎ 税務署に所得税の確定申告書を提出する人。

◎ 給与所得のみのサラリーマン、または公的年金のみを受給されている人で、勤務先または支払い者から役場に支払報告書が提出されている人。

◎ 町内に住んでいる人の扶養親族として申告されている人。

住宅ローン減税について

住宅ローン減税とは、居住者が住宅の取得等をして、これらの新築家屋等を平成16年12月31日までの間にその人の居住の用に供した場合において、その人が一定の住宅借入金等を有するときは、その居住の用に供した年以後6年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間、平成13年7月1日から平成15年12月31日までに居住の用に供した場合は10年間）の各年末の借入金残高に応じて一定額を所得税から控除することができる制度のことです。但し合計所得額が3,000万円（居住者が平成9年の場合は2,000万円）を超える年は除かれます。

◆土地の借入金も控除の対象となります

平成11年1月1日以降において適用対象となる住宅借入金等の範囲に、居住用家屋の新築または新築住宅、もしくは既存住宅の購入と共に土地または土地の上に存する権利の取得に充てるための借入金で一定の要件を満たすものについても対象となります。

◆住宅ローン減税を受ける時に必要な書類

- ◎売買契約書・建築請負契約書
- ◎住宅の登記簿謄本（法務局で発行）

*土地の登記簿謄本は土地の借入金がある場合に必要

- ◎住宅取得資金に係わる借入金の年末残高証明書（金融機関で発行）
- ◎住民票抄本（住民登録の役場）
- ◎給与等の源泉徴収票（原本）
- ◎金融機関の口座番号（本人）
- ◎印鑑（本人）

税理士会の無料相談会

東京地方税理士会甲府支部は、社会的奉仕活動の一環として、平成15年分所得税・消費税の確定申告にあたり、左記の日程と会場での相談会を行います。

医療費還付申告のための 広域無料相談会	年金所得者及び給与所得者で医療費控除を受けられる人の税金還付の相談会
甲府市総合市民会館	2月12日（木）・13日（金） 午前10時～午後4時
小規模事業者のための無料相談会	所得金額が高額な人、相談内容が複雑な人、譲渡所得がある人はご遠慮ください
甲府市総合市民会館	2月16日（月）～20日（金） 2月23日（月）～27日（金） 午前10時～午後4時
南アルプス市役所	2月23日（月） 午前10時～午後4時
竜王町北部公民館	2月24日（火） 午前10時～午後4時
税理士記念日無料相談会	譲渡・相続・贈与等の相談も受け付けます
税理士会館（甲府市）	2月23日（月） 午前10時～午後4時

甲府税務署からのお知らせ

平成15年分の申告の税務署窓口での相談、申告書の受付及び納税の期限は、

◆所得税

2月16日（月）～3月15日（月）

◆贈与税

2月2日（月）～3月15日（月）

◆個人事業者の消費税・地方消費税

1月5日（月）～3月31日（水）までです。

還付申告の方は、1月5日（月）から提出することができます。

税務署では、閉庁日（土・日曜日及び祝日）の相談及び申告書の受付は行ってありませんが、申告書は、郵送または税務署の時間外文书收受箱に投函することにより提出することができます。

なお、2月22日と2月29日の日曜日に限り、甲府税務署で申告書作成のアドバイス・申告書の受付を行っております。

◆納税には、安心、便利な口座振替をご利用ください。

平成15年分の口座振替日は「申告所得税4月16日（金）」、「消費税・地方消費税4月26日（月）」となります。

ご希望の方は、甲府税務署（☎233-3111）の管理部門へお尋ねください。



申告の時に お持ちいただくもの

該当する人	持 ち 物
全 員	印鑑
	社会保険料（国民健康保険税、国民年金、農業者年金等）や小規模企業共済等掛金の領収書か証明書
	生命保険や損害保険の控除証明書など
	本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（所得税の還付がある場合必要）
給 与 所 得 者	源泉徴収票（原本）または給与支払明細書
公的年金等受給者	源泉徴収票（原本）・互助年金計算書
事 業 所 得 者	仕入れ・売上の帳簿や必要経費の領収書
農 業 所 得 者	農業所得計算書・出荷証明書
上記以外の所得がある人	その収入や必要経費が分かる書類
本人または扶養親族が障害者の人	身体障害者手帳など
雑損控除や医療費控除を受けようとする人	り災証明や損害証明書、医療費の領収書または支払証明書（医療費通知は証明になりません。）及び保険などで補てんされた金額の明細書
寄付金控除を受けようとする人	特定団体へ支出した寄付金の領収書

新成人のみなさん、おめでとう！

1月11日（日）、町総合会館において平成16年昭和町成人式が行われました。今年、町では214名のみなさんが成人となり、式典には145人（男性71名・女性74名）が参加し、スーツやあてやかな振袖に身を包んだみなさんが、気持ちを新たに大人の仲間入りをしました。全国各地では新成人のマナーの悪さが紙面をにぎわしていますが、当町では落ち着いた雰囲気の中、式典がとり行われました。



▲新成人を代表して河西正樹さんが「誓いのことば」を述べました。



▲伊藤雅徳さんと井上めぐみさんが、代表して記念品を受けとりました。



◆久しぶりに再会した友人と
いっしょに



昭和町消防出初式を開催しました

1月4日(日)午前9時より押原中学校校庭において、新年恒例の昭和町消防出初式が挙行されました。訓辞や表彰、機械器具の点検や各部による小型ポンプ及び本部ポンプ車による水出し訓練が行われ、日ごろの訓練の成果を発揮していました。



各種表彰者並びに 感謝状贈呈者 (敬称略)

山梨県退職消防団員報償

消防長官 銀杯

前副団長 西条新田 山中 一

山梨県知事 金杯

元第3部部長 清水新居 五味 隆

元第7部部長 紙漉阿原 藤沢 一生

前第10部部長 河西 葉袋 隆司

前第8部部長 築地新居 鈴木 和幸

前第7部部長 紙漉阿原 笠田 和彦

日本消防協会会長特別表彰

本部 団長 坂本 久

峡中地域振興局長表彰

本部 指導部長 堀之内 実

山梨県消防協会会長表彰

(乙種功労章)

第7部 部長 望月 直彦

第10部 部長 三浦 浩

第5部 部長 三神 一朗

第8部 班長 深澤 金一

第3部 団員 幡野 政彦

山梨県消防協会甲府地区支部長表彰

本部 指導部長 田中 要一

第8部 部長 倉本 治仁

第1部 団員 中所 一夫

南甲府警察署長並びに県防犯協会南

甲府支部長表彰

第1部 部長 望月 生治

第3部 部長 中込 尚男

第6部 部長 伊東 成起

第11部 部長 金丸 弘

第8部 甲要員 澤登 真一

昭和町長表彰

第2部 部長 原 謙司

第4部 部長 平出 孝史

第9部 部長 磯部 孝弘

第12部 部長 原 朋行

第10部 部長 宮原 正人

第5部 班長 坂本 一成

第7部 班長 上條 秀章

第2部 班長 古屋 正樹

第8部 団員 田中 慎二

15年勤続表彰

本部 指導部長 河野 浩次

10年勤続表彰

第10部 部長 三浦 浩

第7部 部長 望月 直彦

第8部 甲要員 澤登 真一

第3部 団員 幡野 政彦

昭和町消防団長表彰

第6部 班長 望月 英俊

第1部 班長 三井 浩樹

第3部 班長 渡辺 一博

第4部 班長 永井 正彦

第9部 班長 今村 忠

第11部 班長 細田 健

第12部 班長 渡邊 英雄

第8部 乙要員 金丸 周二

第10部 乙要員 今村 圭一

第10部 乙要員 萩原 勝彦

第9部 団員 山本 靖

5年勤続表彰

第12部 班長 渡邊 英雄

第5部 運転手 花形 政樹

第1部 甲要員 桑原 孝一

第2部 甲要員 齊藤 岳

第4部 甲要員 藤綱 智浩

第6部 甲要員 山下 弘樹

第9部 甲要員 鷹野 利仁

第12部 甲要員 植松 篤

第2部 乙要員 小宮山利夫

第4部 乙要員 野中 雄二

第6部 乙要員 遠藤 善照

第7部 乙要員 清水 文彦

第8部 乙要員 齊藤 玲

第9部 乙要員 桐林 正則

第11部 乙要員 福田 睦夫

第10部 乙要員 秋山 浩

団長特別表彰

第2部 班長 古屋 正樹

昭和町合併検討懇話会設立

平成14年6月に設立した合併検討懇話会（以下、懇話会）は、平成15年3月26日に「任意協議会を設立して、その協議の中から住民に合併の是非を判断できる情報を公開すべき」という意見をいただき、解散いたしました。

今回、協議会設立の基本方針の一つであります、「合併協議会以外に住民代表組織をつくり、みなさんの声をより多く反映した合併協議を進める」に沿って、昨年12月22日に設立いたしました。



あいさつをする、会長の樋口敏夫氏

この懇話会は、区長、町関係団体の役員、学識経験者、商工会、国母・釜無工業団地工業会の代表で構成されています。

まず、委嘱状が交付された後、町長が「前回の懇話会において、みなさまのご意見を聞いた中で、任意の合併協議会を設置し、協議を進めているところですので。今日、合併協議の審議内容の説明があまり

す。合併問題は、非常に難しい問題です。みなさんのご意見を聞いて考えていきましよう。」とあいさつ。

役員には、会長に区長会長の樋口敏夫様、副会長には商工会会長の葉袋常三様が選出され、町会議員のみなさまが顧問となりました。

事務局より、懇話会及び協議会の経過報告と第2回合併協議会の審議結果の説明を行いました。意見交換では「合併の形としては対等合併なのか、編入合併か」「6月に住民説明会が予定されているが、その前にも地区説明会または勉強会をしてもらえないか」など質問や要望がございました。次回の懇話会は、2月下旬に予定しています。

ご存知ですか？

農地の転用には許可(届出)が必要です

「自分の土地なら許可や届出などしなくても、自由に転用してもよいのではないか」と思っていませんか？

自分の土地でも、農地を転用する場合は『農地法』に基づく許可(届出)が必要です。この制度は、農業生産のための優良な土地の確保と、農業以外の農地利用とを調整し、計画的な土地利用を進めることを目的としています。



◎農地転用とは

農地を住宅や倉庫、駐車場や資材置き場など農業以外の目的に転換することです。また、農地を一時的に資材置き場などにする場合も転用許可(届出)が必要になります。

◎なぜ許可(届出)が必要か

農地は、わたしたちの生存に欠かせない食料の安定供給のための生活基盤です。特に、耕地面積が狭く、人口が多い日本は食料自給率も低く、農地を大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

◎対象となる農地は

全ての農地が転用許可(届出)の対象になります。地目が「田」「畑」であれば、耕作されていなくても農地として活用できる状態であれば、農地として扱われます。

◎手続き方法は

農地は、都市計画法と農業振興地域整備法により次のように区分されます。

【市街化区域内の農地】

市街化区域内において、農地転用する場合は、転用目的を記した届出書を町農業委員

会へ提出しなければなりません。提出のあった書類は、内容を確認のうえ、地元農業委員に調査依頼し、地元農業委員の意見を聴取して、内容に問題がなければ受理通知書を交付します。この通知書によって初めて工事に着手できます。届出を行わないで転用した行為は無断転用となり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、農地法の罰則の適用があります。

【市街化調整区域内の農地】

市街化調整区域内において、農地転用する場合は、県知事の認可が必要となりますので、認可申請書を町農業委員会へ提出してください。提出された申請書は農業委員会で審議され、農業委員会の意見を附して県知事に進達します。県においても審議され、問題のないものについては農地転用許可書が交付されます。造成工事については、認可後に着手するようにしてください。

◎ご相談ください

農地の売買・貸借・転用を行う場合は、事前に農業委員、または役場産業課内農業委員会事務局(☎275-2111 内線243・244)へご相談ください。

押原小学校が完成しました

2月7日(土)
8日(日)
一般公開です



▲ドーム型の体育館と校舎。延べ床面積は校舎が約6,200㎡、体育館は約1,300㎡です。

平成14年11月に建設が始まった押原小学校校舎と体育館が、約1年の工事を終え完成しました。

ぬくもりのある学校

校舎は、薄い茶色の外壁と木材を多く活用し、ぬくもりのある雰囲気仕上がりです。教室内は、採光が工夫され明るい雰囲気となっております。床暖房も備えています。

体育館は、周囲に圧迫感を与えないようにドーム型をとり、天井の構造材として木材を使用しています。

◀ 明るい教室内



先進の工口設備

押原小学校の大きな特徴のひとつに、環境に配慮した先進的な工口設備があります。冷房効果期待できる屋上緑化や、太陽光を利用して電力の一部を賄う太陽光発電や風力発電、深夜電力を利用した蓄熱式の床暖房設備や、地熱を利用したアースチューブなど全国的にも優れた工口設備を備えています。

また、雨水を濾過して便器洗浄や散水に利用したり、井戸水を使った冷房パネルも設置されています。1階職員室入口の廊下には工口設備に係るモニタリングが設置され、タッチパネル形式で現在の発電量等を見ることが出来ます。このパネルには工口設備の概要だけでなく、学校内の簡単なお知らせ等も表示できます。



▲ホタルのやぐら：ガラス部分に太陽光パネルが設置されています。

◀ 井戸水利用の冷房パネル



2月7日(土)・8日(日) 押原小学校一般公開

一般公開を2月7日(土)・8日(日)の2日間、午前10時から午後4時まで行います。スリッパをご持参のうえ気軽にお越しください。車でお越しの方は、総合体育館駐車場をご利用ください。

タイムカプセルを 開けていない方は いませんか？

新校舎の完成に伴い、今年の夏には旧校舎を解体します。旧校舎に残されているタイムカプセルを開けていない卒業生の方で心当たりがありましたら学校までご連絡ください。

昭和町役場職員数と給与の状況について

1 人件費の状況 (平成14年度一般会計決算額)

住民基本台帳人口 (平成15年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B / A)
15,906人	6,659,249千円	231,746千円	786,205千円	11.8%

*人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含まれています。

町では、町職員の給料などの実態を町民のみなさんに知っていただくために、職員給与などの状況を公表します。
町職員の給与は、職務と責任に応ずること・国、県、他市町村の職員などの給与とつりあいがとれていること・職員の生計費のことを考慮することなど、「地方公務員法」の原則をもとに決められます。また、町職員の給与は、町議会の審議を経て、町の条例で定められています。

2 職員給与の状況 (平成14年度一般会計決算額)

職員数 (A)	給 与 費			一人当たりの 給与費 (B / A)
	給料	職員手当	計 (B)	
105人	332,360千円	187,709千円	520,069千円	4,953千円

*職員手当には、退職手当は含まれません。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢

区 分	一 般 行 政 職	
	平均給与月額	平均年齢
昭 和 町	320,600円	40.05歳
県 職 員	364,448円	42.6歳
国家公務員	327,623円	40.5歳

(平成15年4月1日現在)

4 職員手当の状況

区 分	期 末	勤 勉
6月期	1.55月	0.70月
12月期	1.70月	0.70月
計	3.25月	1.40月

(平成15年4月1日現在)

5 級別職員数の状況 (平成15年4月1日現在 一般行政職：対象81人)

等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
標準的な 職務内容	主事補 技師補	主 事 技 師	主 任	係 長 副主査	主査・困難な業務 を分掌する係長	課 長 主 幹	課 長	複雑困難な業務 を掌る課長
職 員 数	1人	9人	13人	22人	7人	22人	4人	3人
構 成 比	1.2%	11.1%	16.1%	27.2%	8.6%	27.2%	4.9%	3.7%

6 定員の状況 (地方公共団体定員管理調査による)

区 分 部 門	職 員 数	職 員 数		主な増減理由	
		14年度	15年度		対前年増減数
一般行政部門	議 会	1	2	1	配置換えによる増
	総 務	16	15	-1	欠員不補充
	企 画	4	5	1	部 門 増 設
	町窓口	7	7	0	
	税 務	8	8	0	
	民 生	17	15	-2	欠員不補充
	衛 生	8	9	1	部 門 増 設
	産 業	13	13	0	
小 計	74	74	0		
特別行政部門	教 育	22	20	-2	欠員不補充
	小 計	22	20	-2	
公営企業等	下水道	6	6	0	
	その他	5	5	0	
	小 計	11	11	0	
合 計		107	105	-2	

7 一般行政職の初任給

区 分	行政職
高校卒	138,800円
大学卒	170,700円

8 特別職の給料報酬

特別職 給料 (月額)	
町 長	740,000円
助 役	590,000円
収入役	585,000円
教育長	565,000円
町議会議員報酬 (月額)	
議 長	280,000円
副議長	214,000円
議 員	189,000円

(平成15年4月1日現在)

平成 15 年 11 月・12 月入札執行結果

契約番号	工 種	工 事 名	工事場所	工期（開始）	工期（終了）	落札業者名	契約金額
45	その他	中巨摩東部3町広域連携地域インターネット基盤施設整備事業（昭和町事業分）工事	役場外7地区	平成 15 年 11 月	平成 15 年 12 月	東日本電信電話(株)	¥10,101,000
46	土木工事	道川改良工事 外1路川	西条二区 清水新居	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	(株) 田 中 重 建	¥12,600,000
47	舗装工事	押越西条新田線（西条）道路舗装工事	西条地内	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	(株) 中 村 建 設	¥16,947,000
48	土木工事 測量設計 コンサルタント	土地区画整理事業「基本計画・資金計画」策定業務委託	飯 喰 河 西 上 河 東	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	新 都 市 設 計 (株)	¥28,350,000
49	その他	総合会館屋外階段改修工事	押越地内	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	(有) 松 木 工 務 店	¥4,242,000
50	土木工事	町道 195 号線道路側溝改良工事外 1 路川	押 越 清水新居	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	(有) 内 藤 組	¥27,615,000
51	土木工事	築地新居村北地内水路改良工事	築地新居	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	早 川 工 業 (株)	¥3,307,500
52	土木工事	押越下川瀬地内水路改良工事	押 越	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	(株) 三 枝 組	¥34,125,000
53	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-2 工区）	西条地内	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	国 際 建 設 (株)	¥20,580,000
54	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-8 工区）	西条地内	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	境 三 枝 建 設 (株)	¥19,530,000
55	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-1 工区）	清水新居 地 内	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	宝 建 設 (株)	¥14,910,000
56	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-13 工区）	西条地内	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	大 日 興 業 (株)	¥11,760,000
57	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-11 工区）	西条地内	平成 15 年 12 月	平成 16 年 3 月	(有) 宮 崎 組	¥25,399,500
58	その他	押原小学校一般教材備品	押 小 学 校	平成 15 年 12 月	平成 16 年 1 月	(株) 原 無 線 技 術 研 究 所	¥2,382,660
59	その他	押原小学校保健設備備品	押 小 学 校	平成 15 年 12 月	平成 16 年 1 月	初 鹿 科 学	¥2,719,500
60	その他	押原小学校事務用備品	押 小 学 校	平成 15 年 12 月	平成 16 年 1 月	(株) 正 直 堂	¥13,858,950
61	その他	押原小学校音楽備品	押 小 学 校	平成 15 年 12 月	平成 16 年 1 月	ふ る や 楽 器	¥2,310,000
62	その他	押原小学校新規導入パソコン	押 小 学 校	平成 15 年 12 月	平成 16 年 1 月	山 梨 リ コ ー (株)	¥19,425,000

※入札及び契約の過程に関する事項等については、役場総務課（☎ 275-2111 内線 208）で閲覧することができます。

いざという時のために…

東海地震ひとくちメモ ～第1回『水』～

災害は、いつどこで起こるかまったく予測できません。だからこそ、身の安全を守るために、日ごろからその備えを心がけておきたいものです。もう一度、地震がおきる前の備えを中心に、私たち一人ひとりができる防災行動について考えてみましょう。



《飲料水》

大地震発生にともない断水のおそれがあります。日ごろから自宅に飲料水を蓄えておきましょう。では、どのくらい蓄えれば、いいのでしょうか？

人が生きていくためには1人1日およそ3ℓの水が必要とされています。3日間持ちこたえれば、給水車等で水が供給されるようになると言われています。

◆例【4人家族の場合】

$$1人1日3ℓ \times 4人分 \times 3日分 = 36ℓ$$



市販のミネラルウォーター・保存用飲料水を買置きして、冷暗所に保管するののも一つの方法です。ただし、保存期限があるので、期限が近づいたものから使って買い足していくと良いでしょう。

《生活水》

水は飲料水ばかりではありません。トイレや洗い物に使うための水を風呂などに汲み置きしておきましょう。阪神大震災では、水道が復旧するのに地域によっては3か月ほどかかり、生活に使う水を手に入れるのが困難だったと言われています。浴槽などにまとまった量の水を汲み置きしておく、断水になってもあわてずに済みます。残り湯でもトイレなら十分利用できます。ただし、浴槽にはふたをして、小さなお子さんが落ちないように注意してください。



今日は何の日？ 何の月間？

2月 1日 (日) ◆冬の省エネキャンペーン
(12月1日～3月31日)

◆はたちの献血キャンペーン
(1月1日～2月29日)

◆北方領土返還運動全国強調月間

◆省エネルギー月間

◆緑の募金 (～5月31日)

◆生活習慣病予防週間 (～7日)

7日 (土) ◆北方領土の日

11日 (水) ◆建国記念の日

16日 (月) ◆平成15年分所得税の確定申告
と納税 (～3月15日)

20日 (金) ◆旅券の日



アレルギー性疾患の判断に大きく貢献したとされるアレルギー抗体「IgE抗体」を発見した石坂公成博士・照子夫妻が、米国のアレルギー学会で初めてIgE抗体についての発表を行った日が、1966（昭和41）年の2月20日でした。これを記念して、財団法人日本アレルギー協会（Japan Allergy Foundation）が、1994年に制定しました。同協会本部や全国の支部では、アレルギーの日を挟んだ1週間を『アレルギー週間』として、各種啓発活動などの行事を開催しています。

わが国のアレルギー患者は国民の30%を超えると推定され、その割合は年々増加傾向にあるといわれています。生活環境の変化にともない、アレルギーが私たちの暮らしに及ぼす影響も大きくなってきました。

人間の体には、体にとって異物なもの（抗原）が体内に入ったとき、それに対抗する

物質（抗体）をつくって抗原を排除するシステムが備わっています。これを免疫反応と呼んでいますが、時に異常な反応が起きて生体にとって不利益になることがあります。これがアレルギー反応です。アレルギー反応には鼻水や涙目、喘息、発疹、かゆみ、じん麻疹などを伴う場合が多く、代表的な病気、症状としては、気管支喘息やアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、花粉症などがあります。また、アレルギーの原因となる物質を「アレルゲン」といい、花粉、カビなどのほか、ダニの死骸、ホコリ、金属などもアレルギーを起こす要因と考えられています。

花粉症の症状がある人にとっては、間もなくつらい季節がやって来ます。花粉症を克服するには、「医師に診てもらおう」ほか、マスクやメガネをかけるなど「生活の中で花粉症を重くしない工夫をする」ことなどが挙げられます。

大病院から 健康メモ

★化学物質の環境汚染で
気になること

山梨大学大学院医学工学総合研究部
教授 神宮寺 守

ト化し、人の健康や生態系への影響に関するこれまでの有害性評価結果を公表していません。そのなかでイボニシ貝やアワビを使った実験で、有機スズ化合物により生殖異常が起

れば、その影響が成人になって現れてくる継世代的障害も心配されています。最近では内分泌系だけでなく、免疫系・神経系の障害や異常を引き起こす可能性も報告されています。

日本国内だけでも流通している化学物質は約5万種あるといわれています。これらの化学物質の中には急性毒性や発がん性など人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるものもあります。なかでも気になるのが、微量でも内分泌系（ホルモン）に影響を及ぼし、生体に障害や異常を引き起こす外因性の化学物質の存在です。これらは内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）と呼ばれています。

ダイオキシンや環境ホルモンなどさまざまな有害な化学物質が人体から検出されています。私たちが化学物質を取り込む主な経路は食物です。難分解性で残留性の高い化学物質は、食物連鎖による生物濃縮を経て、人の体内に入ります。20世紀後半からの急速な化学工業の発展は、私たちの生活を豊かにし、化学物質は生活の質の向上に欠かせないものとなっています。しかしその一方で、環境中の微量の化学物質が内分泌系など人の健康に有害な影響を及ぼすことは非常に気になります。

環境省（当時＝環境庁）は、1998年に「環境ホルモン戦略計画SPED'98」で、内分泌作用を有すると疑われる65種の化学物質をリス

現在、考えられている人への影響としては、精子数減少、生殖器異常、精巣腫瘍、乳がん、子宮内膜症の増加などがあります。そして、人が環境ホルモンにさらされている量がたとえ微量であっても、作用する時期が胎児期・乳児期であ

企画 財団法人 里仁会

昭和町委託『昭寿荘在宅介護支援センター』

(地域型高齢者在宅介護支援センター)

◆こんな悩みを抱えていませんか？

- *最近、転びやすくなって困る。
- *骨折して寝たきりになった義母が退院してくるんだけど、どう介護していいかわからない…。
- *尿漏れが最近ひどくなった。



◆在宅介護支援センターではこんなことをしています。

【相談】

在宅介護支援センターでは、自宅で生活されている高齢者の方の在宅介護に関するさまざまな相談を無料でお受けしています。

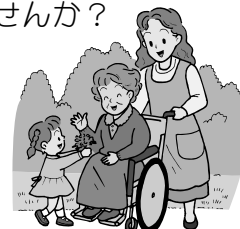
福祉サービスや介護方法に関するアドバイスも行っておりますので、お気軽にご相談ください。



【介護用品の展示・紹介】



便利な介護用品を使ってあなたの世界を広げてみませんか？
実際に見ていただくために介護用品を常時展示し、
訪問による紹介も行っています。



【福祉サービスの紹介・申込み代行】

昭和町の福祉サービスを紹介し、ひとり暮らしの方等には申請の代行もいたします。

◆受付日時：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
(土・日曜日、祝日は除く)

*緊急の場合は24時間、電話相談をお受けしています。

*夜間・休日は併設の特別養護老人ホーム「昭寿荘」の
夜間職員が対応いたします。

*支援センター職員 あさお 浅尾 介護支援専門員
ところ 所 介護支援専門員

◆受付電話：☎ 275-5551 FAX275-5768

*秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
(☎ 275-2111 内線 252・253)

乳

児健康診査

実施日	該当児	受付時間
2月25日 (水)	平成15年4月生まれ	午後1時～1時15分
	平成15年10月生まれ	午後2時～2時15分

場 所 総合会館
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育

児教室

実 施 日 2月24日(火)
受 付 時 間 午前9時45分～10時
場 所 総合会館
該 当 児 平成15年11月生まれのお子さん
持 ち 物 母子手帳・筆記用具・バスタオル
*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1

歳6か月児健康診査

実 施 日 2月12日(木)
受 付 時 間 午後1時～1時30分
場 所 総合会館
該 当 児 平成14年6月～平成14年7月生まれのお子さん及び前回未受診のお子さん
持 ち 物 母子手帳・1歳6か月児健康質問票・健康保険証・印鑑

5

歳児健康診査

実 施 日 2月5日(木)
受 付 時 間 午後1時～1時30分
場 所 総合会館
該 当 児 平成10年11月～平成11年1月生まれのお子さん及び前回未受診のお子さん
持 ち 物 母子手帳・5歳児健康質問票・尿検査セット

13 広報 しょうわ 平成16.2.1

母

子手帳交付及び一般健康相談

日 時 2月4日(水) 午前9時～11時30分
2月10日(火) 午後1時30分～4時
2月23日(月) 午前9時～11時30分

場 所 総合会館

*母子手帳の交付を希望される人は、印鑑をお持ちください。
*予防接種についてのご相談も受付けています。
*一般健康相談は40歳以上の人を対象に血圧測定、尿検査、栄養相談などを行います。また、乳幼児の身体計測も行います。
*子宮がん検診のお申込みを受付けています。印鑑をお持ちください。今年度の申込み・受診は、2月いっぱいです。来年度の申込みは、4月からです。

ツ

ベルクリン反応検査とBCG接種

日 時	ツベルクリン接種	判定・BCG接種
	2月17日(火)	2月19日(木)
	受付時間 午後1時～1時45分	

場 所 総合会館 保健センター
対 象 児 *平成15年6月～平成15年9月生まれのお子さん
*4歳未満でBCGを未接種のお子さん
持 ち 物 母子手帳・予診票

他

の予防接種との間隔

前に受けた予防接種	前に受けた予防接種
BCG・麻疹・風しん・ポリオ	3種混合・日本脳炎・インフルエンザ

1か月以上

間隔

1週間以上

今回受けるすべての予防接種

母

と子のすくすく相談室

～子育て中のお母さんを応援します～

日時(会場) 2月16日(月) 午前10時～正午(総合会館)
2月18日(水) 午前10時～正午(押原児童館)

対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
*保健師がご相談をお受けします。育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。
*総合会館で実施する日にはお子さんの身体計測も行います。

リ

ハビリ教室

対 象 者 町内に住む身体に障害をお持ちの人
(脳血管疾患後遺症・整形外科疾患)
訓練会場 総合会館 機能訓練室
(会場まで車でのお迎えをいたします。)
訓練日程 2月3日(火)・13日(金)・18日(水)・26日(木)